

議第81号

平成30年度

一般会計補正予算書
(第4号)

檀原市

平成30年度橿原市一般会計補正予算（第4号）

平成30年度橿原市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ237,731千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,639,050千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加と変更は、「第4表地方債補正」による。

平成30年12月6日提出

橿原市長 森下 豊

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 国庫支出金		千円 6,685,651	千円 139,781	千円 6,825,432
	1 国庫負担金	5,631,464	125,049	5,756,513
	2 国庫補助金	1,020,709	10,849	1,031,558
	3 委託金	33,478	3,883	37,361
14 県支出金		2,653,199	22,290	2,675,489
	1 県負担金	1,886,032	21,241	1,907,273
	2 県補助金	567,694	1,049	568,743
16 寄附金		10,050	1,000	11,050
	1 寄附金	10,050	1,000	11,050
17 繰入金		586,529	32,160	618,689
	2 基金繰入金	551,587	32,160	583,747
20 市債		3,338,100	42,500	3,380,600
	1 市債	3,338,100	42,500	3,380,600
歳 入 合 計		42,401,319	237,731	42,639,050

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 364,942	千円 1,099	千円 366,041
	1 議会費	364,942	1,099	366,041
2 総務費		5,464,701	53,265	5,517,966
	1 総務管理費	4,607,308	33,265	4,640,573
	2 徴税費	383,343	4,500	387,843
	3 戸籍住民基本台帳費	357,509	7,500	365,009
	4 選挙費	53,341	3,000	56,341
	5 統計調査費	17,303	4,000	21,303
	6 監査委員費	45,897	1,000	46,897
3 民生費		17,273,782	64,371	17,338,153
	1 社会福祉費	7,821,910	80,603	7,902,513
	2 児童福祉費	6,397,921	△15,532	6,382,389
	3 生活保護費	3,053,651	△700	3,052,951
4 衛生費		3,824,428	10,000	3,834,428
	1 保健衛生費	1,406,591	△1,000	1,405,591
	2 清掃費	2,417,837	11,000	2,428,837
5 労働費		59,802	879	60,681
	1 労働諸費	59,802	879	60,681
6 農業費		510,153	345	510,498

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 農業費	510,153	345	510,498
7 商工費		1,317,690	575	1,318,265
	1 商工費	1,317,690	575	1,318,265
8 土木費		4,232,672	42,594	4,275,266
	1 土木管理費	253,254	14,400	267,654
	2 道路橋りょう費	917,288	△12,400	904,888
	4 都市計画費	2,629,665	40,594	2,670,259
10 教育費		3,997,639	64,603	4,062,242
	1 教育総務費	541,941	△13,000	528,941
	2 小学校費	615,893	26,032	641,925
	3 中学校費	625,715	6,734	632,449
	4 幼稚園費	321,962	33,837	355,799
	5 社会教育費	1,213,508	△7,000	1,206,508
	6 保健体育費	678,620	18,000	696,620
歳 出	合 計	42,401,319	237,731	42,639,050

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
8 土木費	4 都市計画費	運動公園管理運営費	22,594
10 教育費	2 小学校費	小学校維持管理費	14,667
	4 幼稚園費	幼稚園施設整備費	37,337
計			74,598

第3表 債務負担行為補正

(追加)

事項	期間	限度額
		千円
体育館等指定管理事業	平成30年度から 平成33年度まで	330,645

第4表 地方債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
幼稚園施設整備事業	千円 31,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。

(変更)

補 正 前				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校施設整備事業	千円 91,100	普通貸借 又 証券発行	5.0 % 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。

補 正 後				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校施設整備事業	千円 102,100	普通貸借 又 証券発行	5.0 % 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。

